

総 税 市 第 77 号
令和 5 年 7 月 12 日

各都道府県知事（市区町村担当部局長扱い）
各指定都市市長（税制担当部局長扱い） } 殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長
（ 公 印 省 略 ）

個人住民税の課税情報に関する
マイナンバー情報連携に係る実態調査について（依頼）

今般、マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進することを目的として、6月21日にマイナンバー情報総点検本部が設置され、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、マイナンバー情報連携に係る実態を把握するとともに紐付けが正確に行われているか確認を行うこととなりました。

については、個人住民税の課税情報（マイナポータル上の表記は「税・所得」）に関するマイナンバー情報連携について、各市区町村における事務処理の実情を把握したいので、下記のとおり御回答をお願いします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）に周知していただくとともに、貴都道府県内市区町村の回答をとりまとめて、御回答をお願いします。

なお、本件については、貴都道府県の番号制度主管課と情報共有の上、御対応をお願いします。

記

1 調査要領

(1) 市区町村・指定都市

別添1「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目」及び別添2「マイナンバー情報連携関係実態調査の補足説明について」を参照の上、別添3「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート」（エクセルファイル）の「回答者情報」及び「調査項目への回答」部分を記入し、市区町村に

あつては都道府県に、指定都市にあつては総務省の下記提出先に提出してください。

(2) 都道府県

貴都道府県内市区町村から提出のあつた「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート」(エクセルファイル)の「一覧用」と記されたシートの2行目をコピーし、別添4「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート(都道府県集約用)」(エクセルファイル)に貼り付けて、貴都道府県内市区町村の回答の一覧表を作成してください。総務省の下記提出先には、この一覧表のみ、提出してください。

なお、貴都道府県内市区町村から提出のあつたファイルについて、個別に提出を求める場合があります。

2 提出期限及び提出先等

提出期限：令和5年7月25日(火)17時

提出先：総務省自治税務局市町村税課住民税第3係メールアドレス

提出時の留意事項：メール件名及びファイル名を「【都道府県・指定都市名】個人住民税の課税情報に関する実態調査回答」としてください。

3 留意事項

本調査は、マイナポータルで閲覧可能な個人住民税の納税義務者について問うものです。このため、住民の他、Q1-1選択肢①の括弧書きにあるように、住民登録外課税者等も対象になりますので、回答に当たり、御留意ください(ただし、副本登録を行わない家屋敷課税に係る均等割額のみ生じている者(平成29年4月28日付け総務省自治税務局市町村税課事務連絡)は除きます。)

【担当】

市町村税課 住民税第三係

電話：03-5253-5669(直通)

E-mail：[REDACTED]

【別添1】マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者（申請者が家族であることを含む）よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、住基ネットの利用（J-LIS 照会）等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。

- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めている場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。

- ① 氏名・生年月日・住所
- ② ①以外

Q7-5 【Q7-4において②と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。

（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。）

② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。（Q9 へ）

③ 紐付けを行わない。（Q9 へ）

（※）「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。

② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

① 複数職員で確認している。

② ①以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。

③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。

④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

① 事例はない。

② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。)

③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。)

④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。)

【別添2】マイナンバー情報連携関係実態調査の補足説明について

【Q1-1、1-2 の補足】

○設問に該当する、「…自動連携によりマイナンバーを取得する機能」を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合には、②を回答されたい。

【Q2 の補足】

○設問中のマニュアルとは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録(紐付け)するための手続きを記載したマニュアルを意味しており、たとえば住基ネット(J-LIS 照会)の操作方法のみのマニュアル等だけ決めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはならない。

○市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は、④を回答されたい。

【Q3、Q5 の補足】

○Q3 において、各種申請においてマイナンバーの記載を求めている場合には、申請者からマイナンバーの記載がない場合であっても、①を回答されたい。

また申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、Q5 ①を回答されたい。

【Q4 の補足】

○設問中の「本人以外(事業主等)」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であつて、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれる。なお、「本人以外(事業主等)」の「等」には、家族は含まれない。

○なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添える。

【Q6 の補足】

○Q3 で②(申請者よりマイナンバーの記載または提示を求めている。)を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②いずれにも該当しない場合には Q6 の選択肢いずれにも○を付けないこと。

【Q10 の補足】

○自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例(過去分も含む)を把握した場合には、まずは通知の照会先に相談されたい。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としている。

○「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲である。

【その他】

○紐付け実績がない場合には、その旨を回答されたい(調査表への回答は不要)。

○本調査については、調査票記入日時点の情報で回答されたい。